

我が国の財政に関する長期推計(概要)

試算結果等のポイント

＜試算の手法と目的＞

○欧州委員会の分析方法(「Fiscal Sustainability Report 2012」(※1))に倣って、高齢化等に伴う「年齢関係支出」(※2)の増加の影響等を分析し、長期的な視点から我が国の財政の持続可能性を維持するために必要な収支改善幅(Sustainability gap:「S1」、「S2」)などを試算。

※1 欧州委員会では、現行の制度・施策を前提とする場合の「ベースライン」に対して、必要な収支改善幅として以下の指標を算出。なお、欧州委員会では、このような分析を3年に1度公表している。

「S1」:一般政府の債務残高対GDP比を2030年度に60%とするために、必要とされる恒久的な収支改善幅(対GDP比)。ただし、2015～2020年の6年間で段階的に収支改善を行うこととして算出。

「S2」:一般政府の債務残高対GDP比を将来にわたり安定させるために、現時点(2015年度)で必要とされる恒久的な収支改善幅(対GDP比)。

※2 「年齢関係支出」:年齢階層別の一人当たり支出が異なる社会保障給付(公的年金、医療、介護)や教育等の支出。人口構造の変化、各制度・施策を反映させた年齢階層別一人当たり給付水準等を踏まえて推計。

(参考)経済に関する前提

○2023年度まで:内閣府「中長期試算」(2014年1月)の「経済再生ケース」

○2024年以降 :実質成長率1.0%・名目成長率2.0%のケースと、実質成長率2.0%・名目成長率3.0%のケースを想定(「経済財政運営と改革の基本方針」(2013年6月))、名目長期金利(3.7%)(厚労省「年金財政検証」(2009年2月))

＜試算結果等＞ (数値は、実質経済成長率2.0%、名目経済成長率3.0%のケースについての試算結果。)

○今後、現行制度を前提としたまま、収支改善を行わない場合には、高齢化等に伴う「年齢関係支出」の増加(試算結果(1)参照)等により、債務残高対GDP比は急速に膨張(発散)する(試算結果(2)参照)。このケースにおいて、

➤債務残高対GDP比を2060年度に100%に低下させることを前提(※3)として試算した場合、2021年度以降に(※4)必要とされる恒久的な収支改善幅(対GDP比)(欧州委員会でいう「S1」指標に相当)は、11.94%。

※3 欧州委員会の「S1」では、マーストリヒト基準を踏まえ、債務残高対GDP比を2030年に60%にする前提で試算を行っており、今回の我が国についての試算における前提(2060年100%)は欧州各国よりも緩い。

※4 欧州委員会の段階的な収支改善の想定に倣って、2021～2026年度の6年間で段階的に収支改善を行うこととして算出。

➤債務残高対GDP比を将来にわたり安定させるために、2021年度に必要とされる恒久的な収支改善幅(対GDP比)(欧州委員会でいう「S2」指標に相当)は、10.57%。

○今後、「中期財政計画」を踏まえて収支改善を行い、2020年度に国・地方PB黒字化を達成したとしても、その後、引き続き収支改善を行わなければ、結局、債務残高対GDP比は発散する。この場合、更に必要とされる収支改善幅は、S1:8.20%、S2:7.21%(試算結果(2)参照)。

○これらの必要とされる収支改善幅の水準は、欧州主要国と比較しても突出。租税・社会保険料と「S1」を合わせて国際比較をすれば、現在のフランスやイタリアと同じ程度の負担水準(対GDP比50%弱)となる。(試算結果(3)参照)。歳出の削減が行われなければ、国民負担となり、将来世代の負担は極めて大きいこととなる。

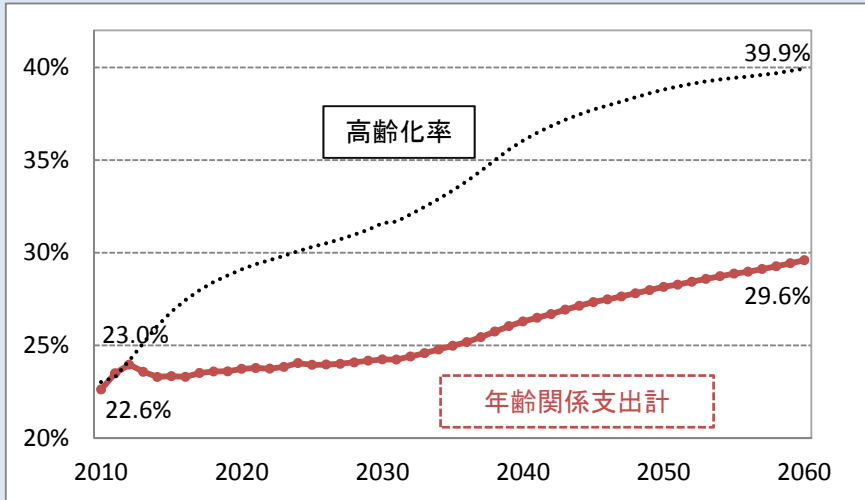
○経済成長率の上昇や人口動態の改善が収支改善幅に与える影響は大きくない。一方で、既に債務残高が膨大であり金利の変化が与える影響は大きい(試算結果(4)参照)。

○したがって、経済再生や労働力人口の改善に取り組むだけでなく、歳出及び歳入(租税、社会保険料)両面からの基礎的財政収支の改善に早急に取り組むことが必要。

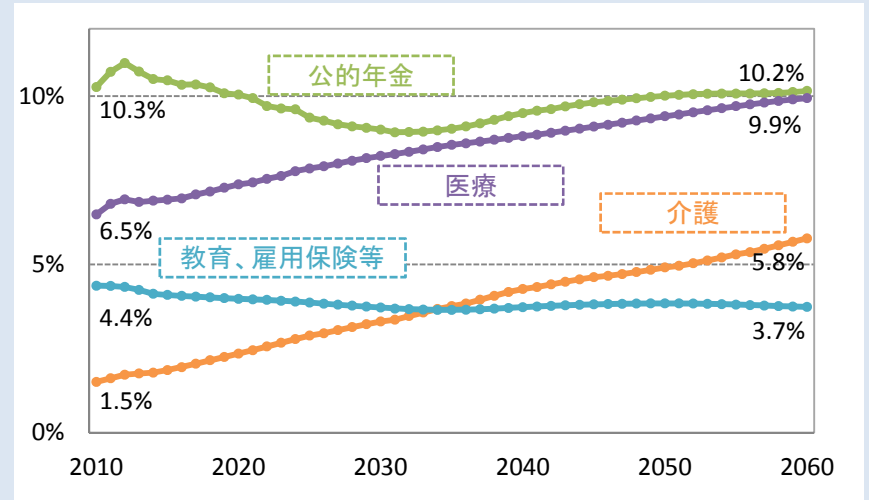
試算結果(1) 「年齢関係支出」—高齢化の影響

- 現行の制度・施策を維持すれば、高齢化等の進展に伴い、「年齢関係支出」は増加する見通し。
- 年金はマクロ経済スライドによる給付水準調整を前提として対GDP比で安定する一方で、医療や介護は対GDP比で大幅に増加する見通し。

(対GDP比) <高齢化率及び「年齢関係支出計」の推移>



(対GDP比) <各内訳項目の推移>



(注1) 高齢化率は、総人口に占める65歳以上人口の割合。

(注2) 上記の2つのグラフの実線は、いずれも2024年度以降の【実質経済成長率が2.0%、名目経済成長率が3.0%、名目長期金利が3.7%ケース】の場合の計数。

試算結果(2) 「必要な収支改善幅」(実質経済成長率2.0%・名目経済成長率3.0%のケース)

- 現行制度・施策を前提とし、収支改善を行わなければ、債務残高対GDP比は発散(ベースライン①)。
- 債務残高対GDP比を2060年度に100%に低下させるために必要なS1は、11.94%。債務残高対GDP比を将来にわたり安定させるために必要なS2は、10.57%。
- 今後、「中期財政計画」を踏まえて収支改善を行い、2020年度に国・地方PB黒字化目標を達成したとしても、高齢化等に伴う「年齢関係支出」と利払費の増加により、結局、債務残高対GDP比は発散する(ベースライン②)。したがって、目標達成後も更なる収支改善努力が必要。この場合に必要な収支改善幅は、S1:8.20%、S2:7.21%。

I. <必要な収支改善幅(S1、S2)とその構成要素>

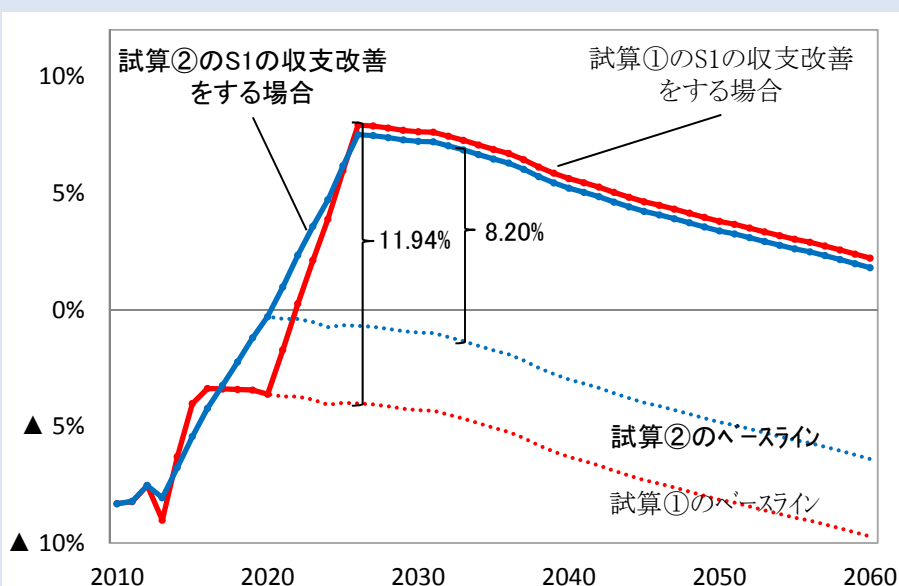
実質成長2.0% 名目成長3.0%	債務残高対GDP比	収支改善幅	構成要素				
			IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA
現行制度を前提 (試算①)	S1: 2060年度に100%	11.94%	3.92%	1.69%	0.84%	3.16%	2.32%
	S2: 2060年度以降安定	10.57%	3.92%	1.67%	-	-	4.97%
2020年度に 国・地方PB均衡を前提 (試算②)	S1: 2060年度に100%	8.20%	0.60%	1.66%	0.58%	3.04%	2.32%
	S2: 2060年度以降安定	7.21%	0.60%	1.63%	-	-	4.97%

<指標の構成要素>

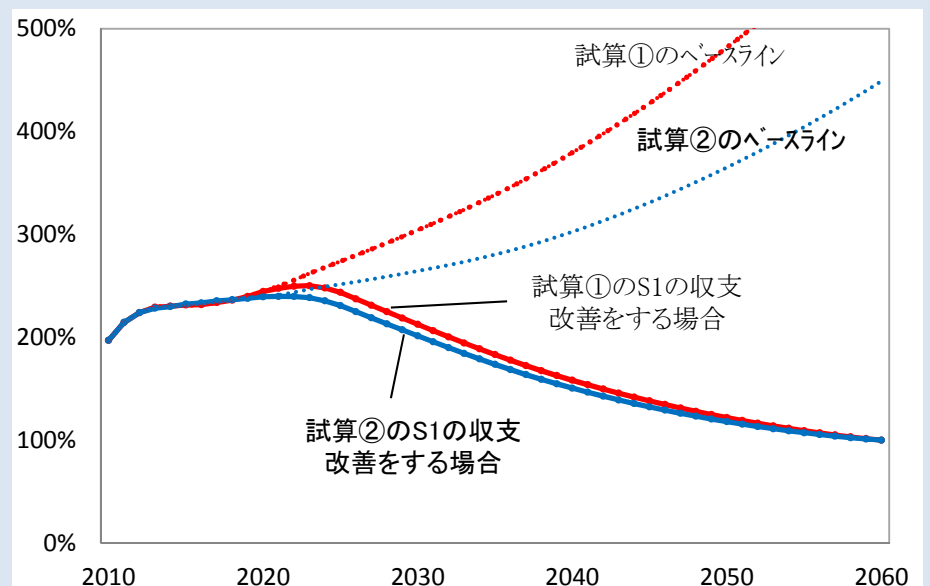
- 初期時点不均衡(IBP(1)): 収支改善開始時点(2020年度)のPB赤字を解消するために必要な収支改善
- 初期時点不均衡(IBP(2)): 利払費の増加による債務残高対GDP比の増加に対応するために必要な収支改善
- 遅延コスト(COD): 現時点直ちにではなく、複数年(2021~2026年度)をかけた収支改善を前提とする場合に追加的に必要な収支改善(例えば、S1で2020年度の国・地方PB均衡を前提とする場合、2026年度までかけた更なる収支改善を想定)
- 債務残高引下げ要因(DR): 現時点の債務残高対GDP比を一定値(2060年度に100%)に引き下げるために必要な収支改善
- 高齢化コスト(COA): 高齢化に伴う将来の歳出増に対応するために必要な収支改善

II. <「S1」について、試算①と試算②を比較した場合>

(対GDP比) 一般政府の基礎的財政収支(対GDP比)



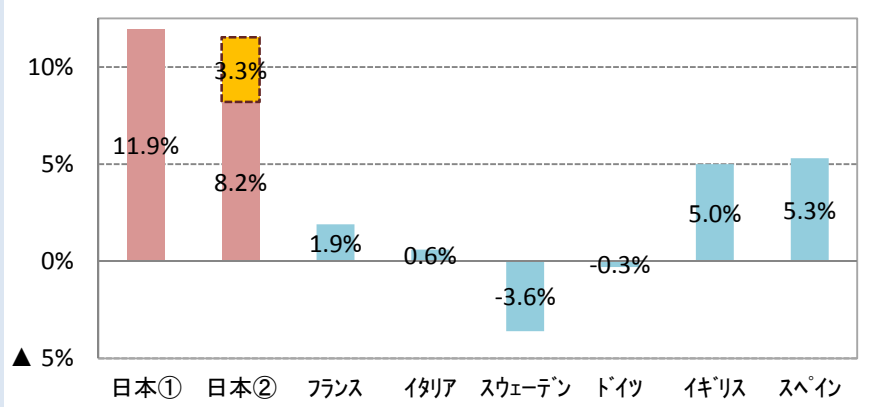
(対GDP比) 一般政府の債務残高(対GDP比)



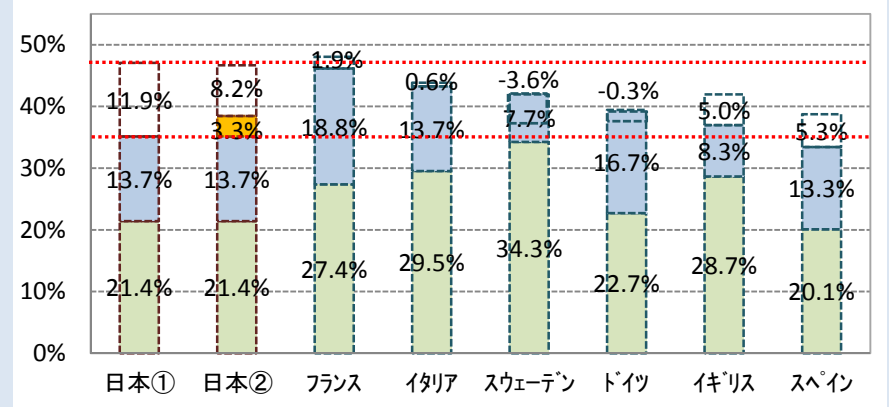
試算結果(3) 欧州主要国との比較

○「必要な収支改善幅」の水準は、欧州主要国と比較しても突出。租税・社会保険料とS1を合わせて国際比較をすれば、フランスやイタリアと同じ程度の負担となる。

<「S1」指標の国際比較>



<租税・社会保険料対GDP比+「S1」指標の国際比較>



(注) 租税・社会保険料対GDP比は、日本は本推計の2020年度の数值(試算②の値は、2015~2020年度のPB改善幅を加算)、欧州各国は2011年の数值(OECD「Revenue Statistics」及び「National Accounts」を基に作成)。■は租税負担、■は社会保険負担、■は2020年度の国・地方PB均衡に必要な収支改善幅(対GDP比)。

試算結果(4) 経済や人口の変化による影響

「実質経済成長率2.0%・名目経済成長率3.0%、2020年度に国・地方PB均衡を前提とする場合」から、経済前提(成長率、人口動態、金利)を変化させた場合

○成長率が「実質1.0%・名目2.0%」のケースでは、「実質2.0%・名目3.0%」のケースと比べて、債務残高対GDP比を低下あるいは安定させるために必要な収支改善幅(対GDP比)は、2%程度大きい。(S1:8.20%、S2:7.21%⇒S1:10.24%、S2:9.15%)

<実質経済成長率1.0%・名目経済成長率2.0%ケースの場合>

(対GDP比)

実質成長1.0% 名目成長2.0%	債務残高対GDP比	収支改善幅	収支改善幅				
			IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA
2020年度に 国・地方PB均衡を前提	S1:2060年度に100%	10.24%	0.48%	3.79%	0.84%	2.47%	2.66%
	S2:2060年度以降安定	9.15%	0.48%	3.89%	-	-	4.78%

○「出生高位・死亡高位」となった場合でも、債務残高対GDP比を低下あるいは安定させるために必要な収支改善幅(対GDP比)は、わずかに縮小するのみ。

<人口動態が変動した場合の、必要な収支改善幅への影響>

(対GDP比)

	S1		S2	
	S1	COA	S2	COA
出生高位・死亡高位	7.85%	1.93%	6.08%	3.79%
出生中位・死亡中位	8.20%	2.32%	7.21%	4.97%
出生低位・死亡低位	8.58%	2.62%	8.37%	6.11%

○債務残高対GDP比を低下あるいは安定化させるために必要な収支改善幅(対GDP比)は、金利が低位で安定すれば縮小するが、逆に、金利が上昇すれば増大し、金利変動に対する財政リスクは大きい。

<金利が変動した場合の、必要な収支改善幅への影響>

(対GDP比)

	S1		S2	
	S1	IBP(2)	S2	IBP(2)
名目長期金利+2%	13.88%	7.10%	11.66%	7.09%
名目長期金利+1%	10.89%	4.24%	9.24%	4.22%
名目長期金利+0%(3.7%)	8.20%	1.66%	7.21%	1.63%
名目長期金利-1%	5.94%	-0.63%	5.72%	-0.66%
名目長期金利-2%	4.06%	-2.67%	4.96%	-2.71%

(注) ()内の数値は、2024年度以降の名目長期金利の前提。

○2060年度の債務残高対GDP比の水準を緩く(200%)した場合でも、高齢化に伴う「年齢関係支出」が増加する影響は残るため、相当程度の収支改善が必要。(2060年度に100%とする場合、S1:8.20%⇒2060年度に200%とする場合、S1:5.85%)

<債務残高対GDP比を2060年度に200%とする場合の「S1」指標>

(対GDP比)

債務残高対GDP比	収支改善幅	収支改善幅				
		IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA
S1:2060年度に200%	5.85%	0.60%	1.66%	0.41%	0.86%	2.32%